【別添】

令和７年度米子コンベンションセンター第８会議室電動ロールスクリーン設置業務仕様書

１　業務名称

令和７年度米子コンベンションセンター第８会議室電動ロールスクリーン設置業務（以下「本業務」という。）

２　業務場所

米子コンベンションセンター（米子市末広町２９４）

（別紙１）付近見取り図・配置図を参照。

業務を実施する機器の位置は、（別紙２）機器位置図を参照。

３　委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（ただし当該設備の撤去・設置は、令和８年１月１３日（火）から１月２７日（火）までに行うこと。作業内容によっては、作業を制限する場合があるため事前に施設担当職員と調整を行うこと。）

４　業務概要

米子コンベンションセンターの第８会議室に設置されている電動ロールスクリーンは、故障のため昇降できない状態である。

本業務は、窓際に設置されている既設電動ロールスクリーンを撤去し、新たに室内側の天井面に電動ロールスクリーンを新設するものである。

５　業務内容

（１）仮設足場の設置・撤去

既設電動ロールスクリーンの撤去および新設電動ロールスクリーン取付に必要な仮設足場は、単管足場を想定している。足場の設置・撤去の際には、周囲の養生を行い、設備の破損・汚損等に注意すること。

（別紙３）仮設足場図面（参考）を参照。

（２）既設電動ロールスクリーンの撤去

撤去する既設電動ロールスクリーンの仕様は、（別紙４）既設電動ロールスクリーン仕様一覧に示す。

撤去の際には、既設のガイドレールについても撤去すること。

（３）電動ロールスクリーンの新設

新設する電動ロールスクリーンの仕様は、（別紙５）新設電動ロールスクリーン仕様一覧のとおりとする。

新設作業は、以下の事項に留意して行うものとする。

①電動ロールスクリーンのサイズは、事前に実測して確認すること。

②電動ロールスクリーンは、天井部（化粧石膏ボード部）に取り付けるものとし、取付位置は施設担当職員と調整し、周囲の構造物に干渉しない位置に取り付けるものとする。なお天井点検口の移設が必要な場合は、移設を行うこと。

③電動ロールスクリーンの取付箇所の天井内には、軽量鉄骨を追加し、その鉄骨を吊りボルトにより支持すること。また、電動ロールスクリーンの取付面は、地面に対して水平となるように調整し、スクリーンが垂直に昇降するようにすること。

④電動ロールスクリーンの設置は、使用時に十分な強度が得られるように設置すること。また、機器の脱落防止措置を講ずること。

⑤電動ロールスクリーンには、カーテンボックスを取り付けること。

⑥電動ロールスクリーンの電気配線については、既設配管を使用するものとする。

⑦操作スイッチは、電動ロールスクリーン３台が連動して動作するものを選定すること。また、取付位置は、既設と同位置とすること。

（４）動作確認

電動ロールスクリーンの設置後、正常に稼働するか動作確認を行うこと。また、異音、振動、変形、破損等がないことを確認すること。

6　業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、５日以内又は令和８年３月１６日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から１０日以内又は令和８年３月２５日のいずれか早い日までに検査を受けること。

7　成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を２部、成果品として提出すること。

（完成図書）

・作業報告書
・動作確認報告書
・写真（作業着手前、作業中、作業完了後）
・交換品仕様表
・取扱説明書
・保証書

8　業務実施に当たっての留意事項

（１）施工に必要な資格

受注者は、本業務に該当する設備についての専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

（２）諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

（３）作業日の指定

作業日は、施設担当職員と調整を行なって決定すること。

（４）機材・作業等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。また、機器の撤去・設置作業等については、事前に発注者及び施設管理担当職員に内容を説明し、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。

（５）既設品の処分等

交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

（６）既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検･調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならい補修すること。

（７）不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後１年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9　その他

（１）業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を行うこと。

（２）やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

（３）成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

（４）本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

【別紙１】付近見取り図・配置図

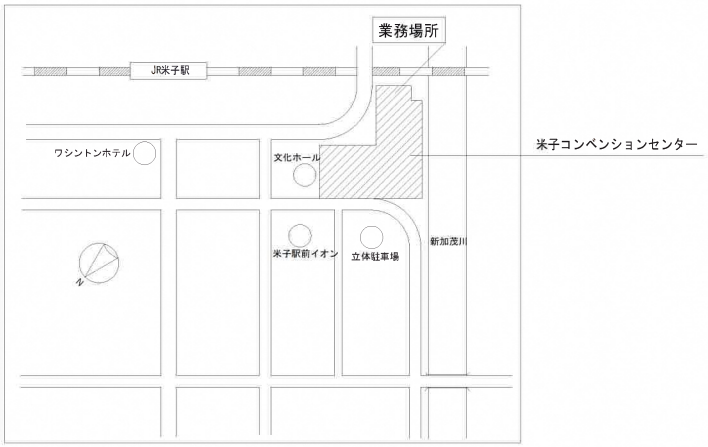

附近見取図

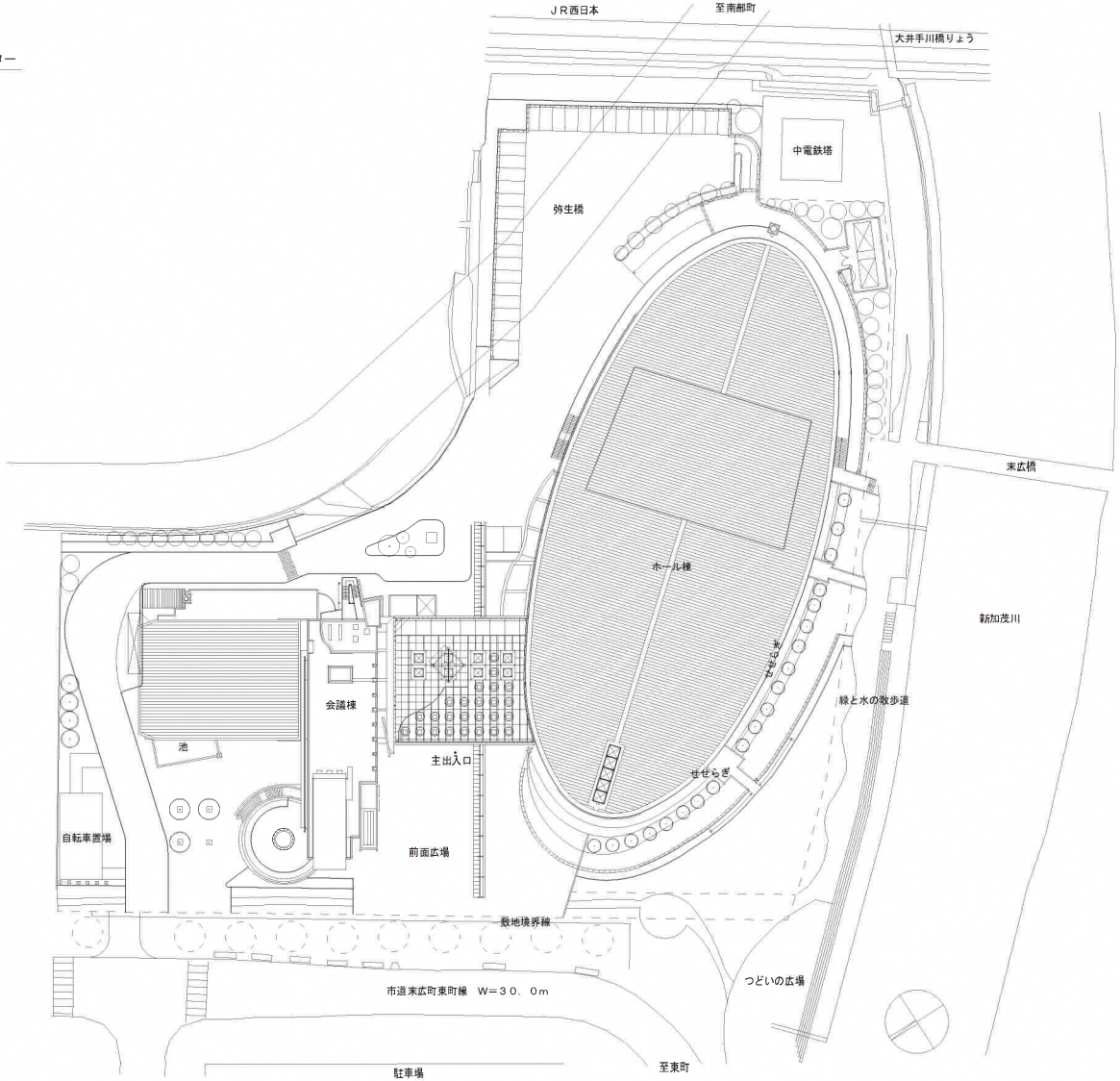

配置図

【別紙２】機器位置図

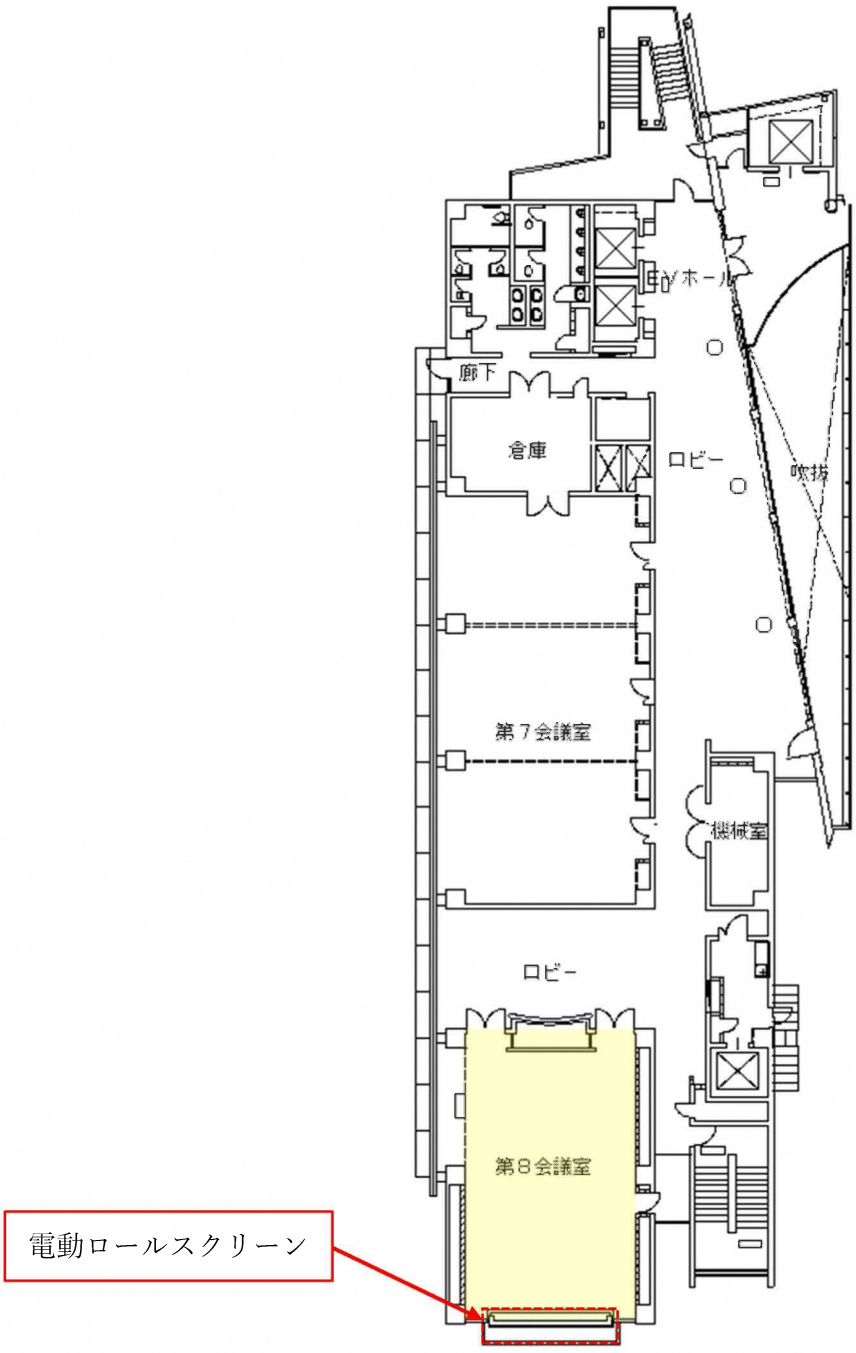

〔会議棟６階〕

【別紙２】機器位置図

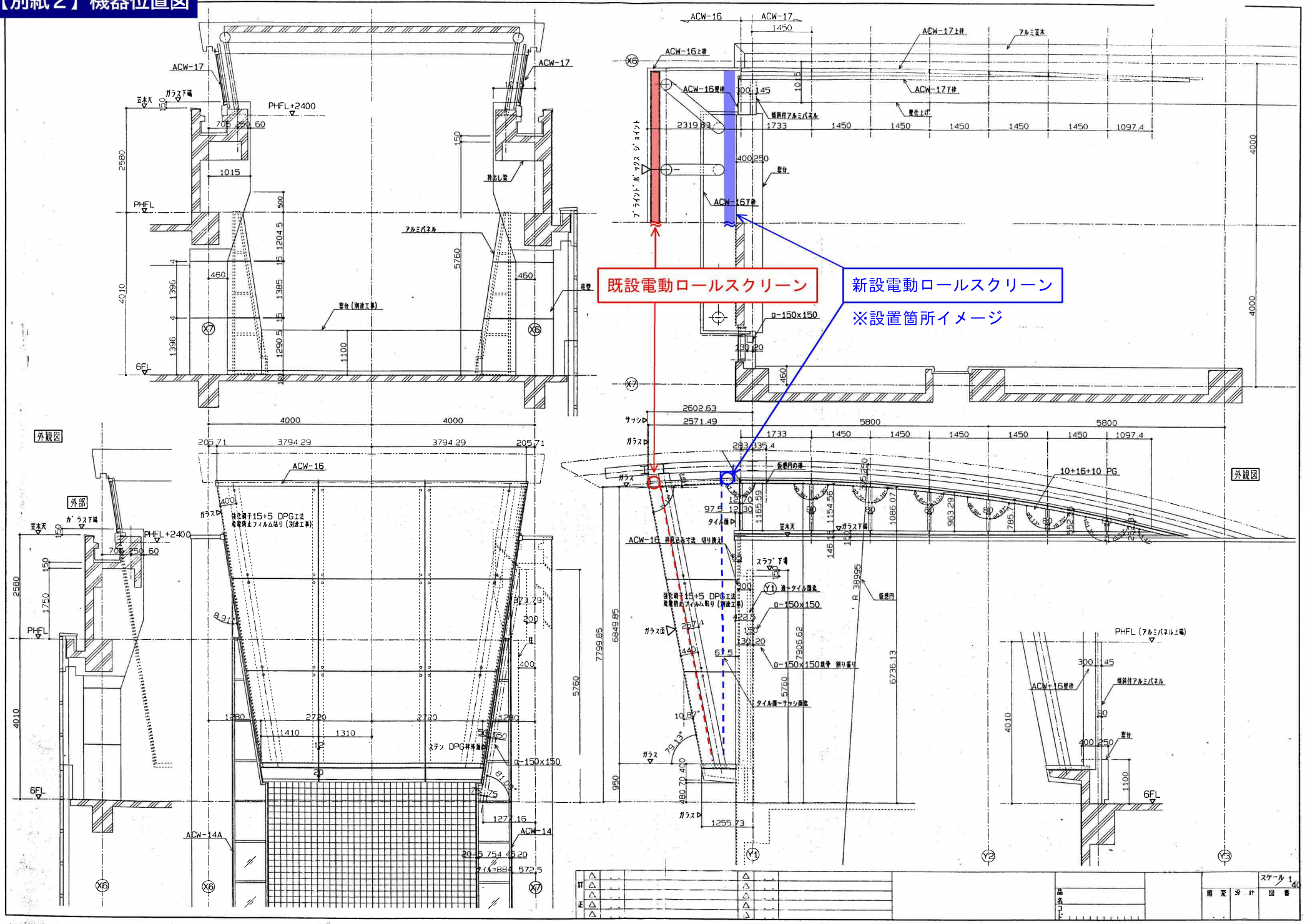
既設電動ロールスクリーン
新設電動ロールスクリーン
※設置箇所イメージ
外観図
外部
ACW-16
ACW-17
ACW-14
ACW-14A
PHFL+2400
PHFL
6FL
10+16+10 PG
PHFL（アルミパネル上端）

【別紙３】仮設足場図面（参考）

足場設置箇所周辺状況

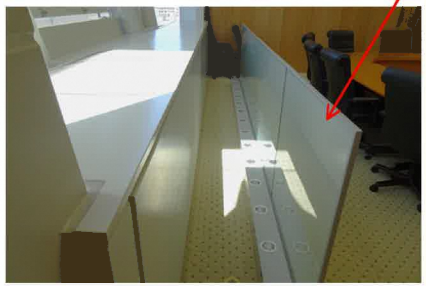

既設電動ロールスクリーン

衝立あり（要養生）

パネル下部に空調機あり（要養生）

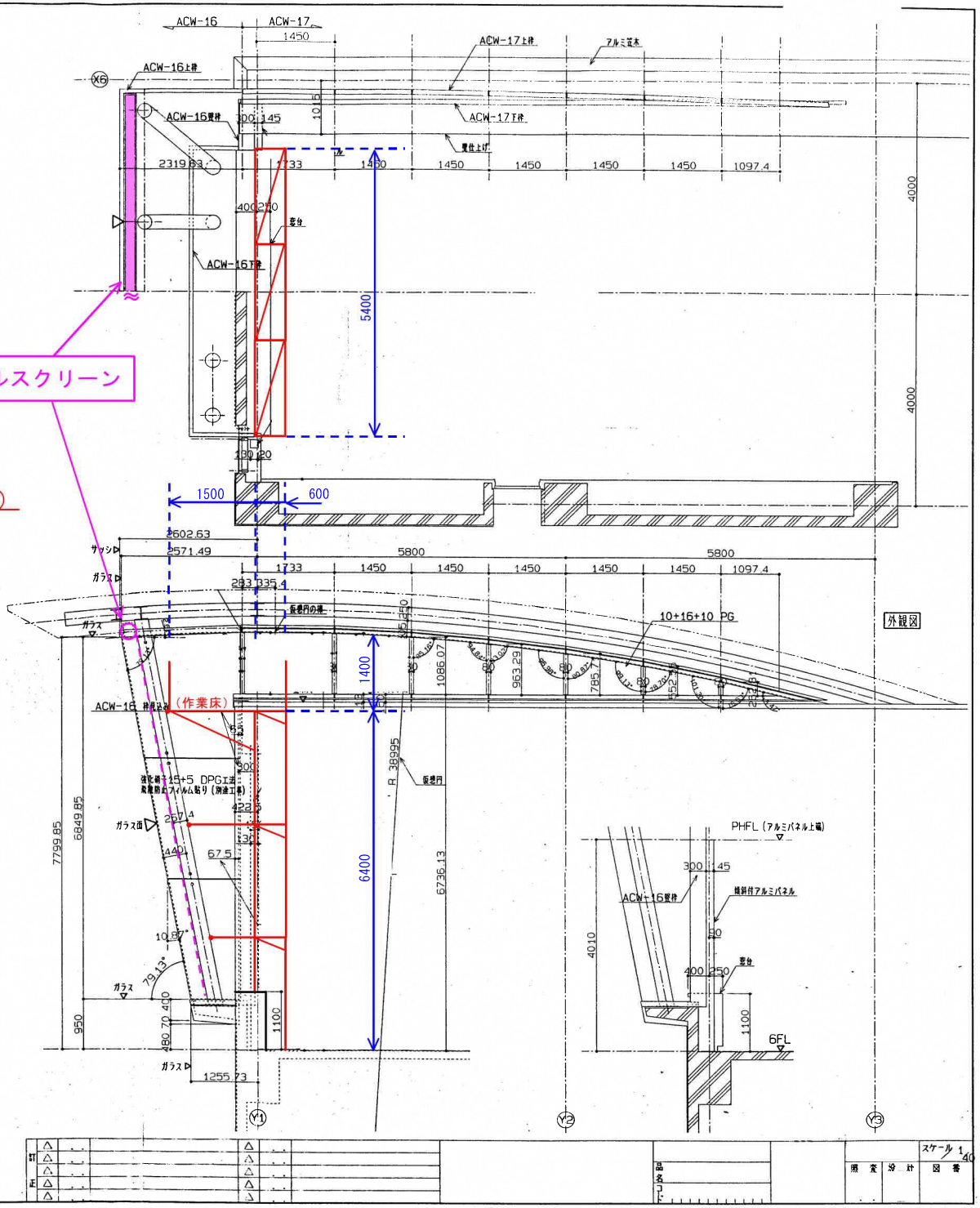

【別紙４】既設電動ロールスクリーン仕様一覧

種別	電動（傾斜型・ガイドレール付）
サイズ	W2200×H7095
数量	3台 （スクリーン形状：長方形1台・台形2台）
操作方式	スイッチ操作（上昇・下降・停止）
製造メーカー	立川ブラインド工業株式会社

全体図

スイッチ部

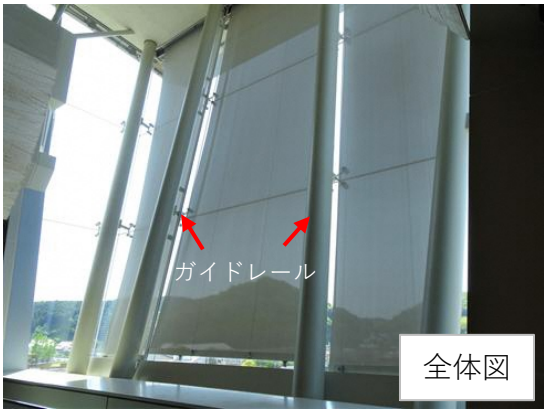

全体図

【別紙５】新設電動ロールスクリーン仕様一覧

種別	電動（垂直型）
サイズ	W2610×H6700（1台：中央）・W2100×H6700（2台：左右）
数量	3台 （スクリーン形状：長方形３台）
操作方式	スイッチ操作（上昇・下降・停止）
透過性	部屋内の様子、外の風景のシルエットがぼんやりと映り、 夜間外から室内を見て、窓から1m離れた人の輪郭が分かる程度。
遮熱性	（一社）日本インテリアファブリックス協会の遮熱基準を満たすこと。
色	ベージュ系
防炎性能	防炎加工あり
ホルムアルデヒド対策	インテリアファブリックス性能評価協議会の自主基準に基づく、 F☆☆☆☆認定品であること。
参考型式	タチカワブラインド ロールスクリーン大型電動タイプ タコスⅡ （生地：ウィンディⅡ遮熱）

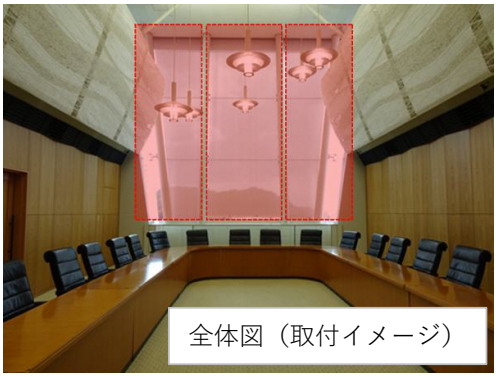

全体図（取付イメージ）

天井取付箇所

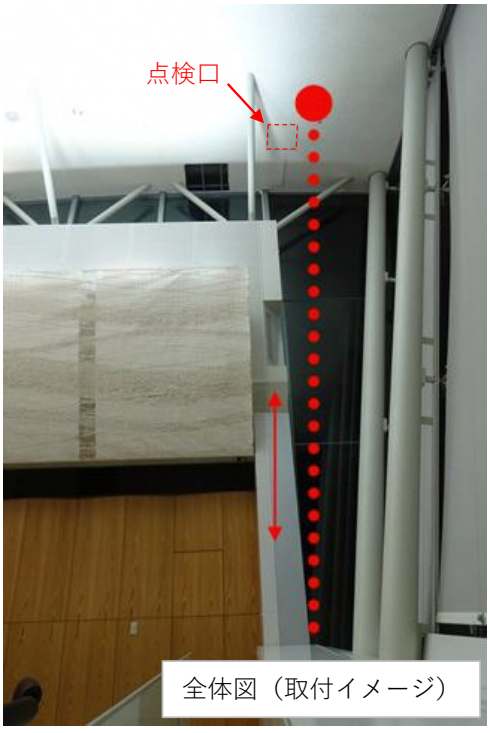

全体図（取付イメージ）